

【別紙】

清掃業務仕様書

【農業大学校】

1 従事者

- (1) 従事者は、作業中一定の被服を着用し、上衣には会社名を記載した名札をつけること。
- (2) 従事者は、満18歳以上の者とする。
- (3) 従事者は、本書に定める作業内容を十分に実行できる者とし、清掃について十分経験を有する者を配置すること。
- (4) 従事者は、身元確実な者とし、作業を行う場合は機敏に行動すること。

2 作業時間等

- (1) 日常清掃の作業は、週4日（月曜、水曜から金曜（祝日及び年末年始を除く））とする。ただし、週4日の範囲内で変更することがある。
- (2) 作業は、8時30分から17時15分までの間に行うこと。ただし、岩手県立農業大学校長（以下「管理者」という。）が特に指示した場合はこの限りではない。
- (3) 作業上危険を伴う場所については、安全施設・設備又は安全帽など必要な措置をとること。
- (4) 従事者は、作業を終了次第退庁すること。
- (5) 実施場所ごとの清掃内容は、清掃業務委託明細書のとおりとする。

3 清掃計画及び報告

受託者は毎月の清掃業務実施計画書（別紙様式1）を作成し、前月の25日までに管理者に提出して承認を得ること。ただし、4月については契約後速やかに提出すること。

また、作業が終了した場合は、清掃業務完了報告書（別紙様式3）（農業研修館にあつては（別紙様式4））を記入し、直ちに管理者に提出すること。

4 責任者の選出

受託者は、連絡調整にあたらせるため、従事者の中から責任者を1人選出し、業務従事者名簿（様式1）により管理者に報告すること。

5 清掃機材等

清掃機材等は原則として委託費に含まれること。

- (1) 洗剤、ワックス、機械器具等の清掃機材は、清掃箇所に適した良好な機材を用いること。
- (2) トイレトペーパー及び水石鹼は、管理者の承認を得た物を使用すること。

6 作業にあたっての一般的留意事項

衛生及び火気取締りに留意するとともに、委託者の業務に支障のないよう次の事項に十分注意し、作業をすること。

- (1) 窓の開閉による塵芥飛散をさせないこと。
- (2) 作業に使用する機械器具等の取扱いに十分注意し、衝撃等で施設等を損傷させないこと。
- (3) 作業材料として、引火性ガソリン及びベンジン等を絶対使用しないこと。
- (4) 施錠されている箇所の清掃にあつては、作業を実施する都度管理者から鍵を借り受け、作業終了後は速やかに返却すること。
- (5) その他細部については、管理者の指示を受けること。

7 作業の一般的仕様

- (1) 作業のため、机、椅子その他物品等を移動又は使用する場合は、丁寧に取扱い、施設、設備等に損傷を与えないように行うこと。
- (2) 水拭きは常に清潔な水を用い、拭き跡の出来ないようにすること。
- (3) 拭き掃除及び塵払いは、塵芥が飛散しないよう吸塵掃除機、モップ又は毛ブラシを使用すること。
- (4) ガラス器具、鏡、陶器類及び金属部分の清掃仕上げは、良質で材質に適した乾布を使用すること。
- (5) 床等を洗浄した場合は、洗剤、水分を完全に拭き取り、乾燥した後にワックスを塗布して艶を出すこと。
- (6) 床面、壁面及び階段等に、インク、果汁、油等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を使用すること。
- (7) 収集したゴミ等は、分別のうえ、指定された場所に保管すること。
- (8) 紙屑の中から廃棄することが疑問と思われる書類を発見したときは、管理者に報告して指示を受けること。
- (9) 建物周り等に、つらら、雪等が落下する恐れが生じたときは、通行人、地上物件等に危害を及ぼさないよう措置したうえでこれを取り払うこと。
- (10) 扉の把手、廃棄物容器等の消毒にあたっては、それぞれの目的に合った消毒用石鹸、クレゾール液等を使用すること。
- (11) 金属類の磨きには、磨き剤を使用すること。
- (12) 管理者の指定する場所の清掃は、管理者の立会いを求めて清掃すること。

8 各部分の清掃仕様

(1) 床

① 日常清掃

- (a) 清掃は塵芥飛散防止のため、フロアブラシを使用して入念に掃くこと。
- (b) 絨毯類の清掃は、絨毯箒又は真空掃除機を用い、簡単に移動できる椅子、脚立等は移動させたうえでそうじをすること。
- (c) アースタイル、プラタイル、リノリウム床等科学建材使用の箇所は、自在箒又は真空掃除機を使用し、その他は堅く絞った水拭きモップで塵芥を取り除き、ワックス塗布のうえ、ポリッシャーをもって磨き出しすること。また、器具を使用できない箇所は、乾いたモップで磨き出すこと。
- (d) テラゾー、人造研出、クリンカータイル等は、掃き掃除した後、ポリッシャー又はモップで水洗いし、乾いたモップ又は電動ポリッシャーで艶出しすること。
- (e) フローリング、フローリングブロック、モザイクパーケットブロック等木床面は、乾いた雑巾で拭いた後、油性ワックスを塗布して、電動ポリッシャー又は万能モップで艶出しすること。
- (f) モザイクタイル、コンクリート床は、デッキブラシにより水洗いし、残水の残らないようにすること。

② 特別清掃

- (a) アースタイル、プラタイル、リノリウム床等科学建材使用の箇所は、最初に粗清掃し、次に真空掃除機を用いて掃除のうえ、床に付着している汚物等は指定剤で除去し、洗剤をもって全面に電気ポリッシャーをかけ、汚水を拭き取った後十分乾燥し、ワックス塗布のうえ、さらに電気ポリッシャーをかけて磨き出すこと。
- (b) テラゾー、人造研出、クリンカータイル貼り面は、掃き掃除のうえ、付着物を取り除き、全面に電気ポリッシャーを用いて洗剤で洗ったうえ、モップでよく拭き取り、ワックスを塗布した後、電気ポリッシャーで艶出しすること。また、電気ポリッシャー使用不能の部分は、ブラシ又は乾布類で艶出しすること。

(2) 壁面、天井、照明器具

- ① 手の届く範囲内で塵芥を除き（原則として真空掃除機を使用のこと。）、必要部分は雑巾で水拭きをすること。
- ② 日常手の届かない部分は、脚立等を用いて羽箒又は電気掃除機で塵芥を除き、清潔な水を用いて固く絞った雑巾で水

拭きすること。

③ 照明器具は、取り外したうえ、塵芥を除き、洗浄し水拭きすること。

(3) 外部サッシ

窓から乾いたモップ、羽箒又はブラシを用いて塵芥を除くこと。

(4) 窓ガラス、窓枠、ブラインド等

① 窓ガラスは、水拭き又は乾布で磨き上げること。

② 窓ガラスを石鹼又は薬液を用いて清掃した場合は、乾布で磨き上げること。

③ 窓以外の扉、間仕切り、欄間等のガラスについても、ガラスの例に準じて行うこと。

(5) 湯沸器、洗面所

流し及びコンロは、洗剤とタワシを用いて水垢を落とし、水拭きすること。また、棚等についても同様に行うこと。

(6) 手すり、扉、ノブ

① 乾布又は水拭きで行うこと。

② ノブについては、消毒用石鹼等で消毒すること。

(7) 金具

窓、扉、階段及び手洗所の金具のうち、地金の物は研磨剤で磨きだし、さらに乾布で拭き、光沢を放つように磨き上げること。

(8) 打ち放しコンクリート類

サンドペーパー又はワイヤブラシを用い、汚損部分を水洗いすること。なお、作業は足場をかけ下部の危険防止に留意すること。

(9) 建物周り

敷地内の除草を行うこと。

(10) その他

① 玄関は水洗いすること。

② 靴拭きマット類は、水洗いすること。

③ 幅木及び踏み込みの汚れが著しいときは、その都度洗剤を用いて清掃すること。

④ 便器は、床面清掃の都度、拭き掃除をすること。

⑤ 汚物入れ及び紙屑入れは、洗剤を用いて洗浄消毒をすること。

⑥ トイレットペーパー及び水石鹼は、常に補充しておくこと。

⑦ 倉庫、物品庫等は、掃除機で吸塵し、汚れによっては水拭きすること。

9 作業要領の徹底

受託者は、従事者に対し、本書の内容を周知徹底させるとともに、作業要領等委託業務に必要な事項の教示、又は訓練を行うこと。

10 その他

(1) 本書に定めのない事項については、その都度管理者の指示を受けること。

(2) 業務従事者の事務及び休憩の用に供するため、休憩室を提供するものとする。

(3) 業務従事者の休憩室利用において必要な物品等については、受託者が措置するものとする。

【花きセンター】

1 従事者

- (1) 従事者は、作業中一定の被服を着用し、上衣には会社名及び氏名を記載した名札をつけること。
- (2) 従事者は、満18歳以上の者とすること。
- (3) 従事者は、本書に定める作業内容を十分行い得る者とし、清掃について十分経験を有する者を配置すること。
- (4) 従事者は、全て身元確実な者とし、作業を行う場合は機敏に活動すること。

2 作業時間等

- (1) 日常清掃の作業は、日曜日、月曜日、水曜日から金曜日の週5回とする。ただし、日曜日と重複しない祝日及び令和7年12月29日から令和8年1月3日は除く。
- (2) 日曜日の清掃場所は屋外便所のみとする。
- (3) 作業は、平日は8時30分から17時15分まで、日曜日は8時30分から10時30分までの間に行うこと。ただし、管理者が特に指示した場合はこの限りではない。
- (4) 作業上危険を伴う場所については、安全施設・設備又は安全帽など必要な措置をとること。
- (5) 従事者は、作業を終了次第退庁すること。
- (6) 実施場所ごとの清掃内容は、清掃業務委託明細書のとおりとする。

3 清掃計画及び報告

受託者は毎月の清掃業務実施計画書（別紙様式2）を作成し、前月の25日までに管理者に提出して承認を得ること。ただし、4月については、契約後速やかに提出すること。

また、作業が終了した場合は、清掃業務完了報告書（別紙様式5）を記入し、直ちに管理者に提出すること。

4 責任者の選出

受託者は、連絡調整にあたらせるため、従事者の中から責任者1人を選出し、業務従事者名簿（様式1）により管理者に報告すること。

5 清掃機材等

清掃機材等は原則として委託費に含まれること。

- (1) 洗剤、ワックス、機械器具等の清掃機材は、清掃箇所に適した良好な機材を用いること。
- (2) トイレトーパー及び水石鹼は、管理者の承認を得た物を使用すること。

6 作業実施にあたっての一般的注意事項

衛生及び火気取締りに留意するとともに、委託者の業務に支障のないよう次の事項に十分注意し、作業をすること。

- (1) 窓の開閉等により塵芥を発散させないこと。
- (2) 作業に使用する機械器具等の取扱いに十分注意し、衝撃等で施設等を損傷させないこと。
- (3) 作業用材料として、引火性ガソリン及びベンジン等を絶対使用しないこと。
- (4) 施錠されている箇所の清掃にあたっては、作業を実施する都度管理者から鍵を借り受け、作業終了後は速やかに返却すること。
- (5) その他細部については、管理者の指示を受けること。

7 作業の一般的仕様

- (1) 作業のため、机、椅子その他物品等を移動又は使用する場合は、丁寧に取扱い、施設、設備等に損傷を与えないように行うこと。
- (2) 水拭きは常に清潔な水を用い、拭き跡の出来ないようにすること。
- (3) 拭き掃除及び塵払いは、塵芥が飛散ないように吸塵掃除機、モップ又は毛ブラシを使用すること。
- (4) ガラス器具、鏡、陶器類及び金属部分の清掃仕上げは、良質で材質に適した乾布を使用すること。
- (5) 床等を洗浄した場合は、洗剤、水分を完全に拭き取り、乾燥した後にワックスを塗布して艶を出すこと。
- (6) 床面、壁面及び階段等に、インク、果汁、油等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を使用すること。
- (7) 集積したゴミ等は、分別のうえ、指定された場所に保管すること。
- (8) 紙屑等の中から廃棄することが疑問と思われる書類を発見したときは、管理者に報告して指示を受けること。
- (9) 建物周り等に、つらら、雪等が落下する恐れが生じたときは、通行人、地上物件等に危害を及ぼさないよう措置したうえでこれを取り払うこと。
- (10) 扉の把手、廃棄物容器等の消毒にあたっては、それぞれの目的に合った消毒用石鹸、クレゾール液等を使用すること。
- (11) 金属類の磨きには、磨き剤を使用すること。
- (12) 管理者の指定する場所の清掃は、管理者の立会いを求めて清掃すること。

8 各部分の清掃仕様

(1) 床

① 日常清掃

- (a) 清掃は塵芥飛散防止のため、フロアブラシを使用して入念に掃くこと。
- (b) 絨毯類の清掃は、絨毯箒又は真空掃除機を用い、簡単に移動できる椅子、脚立等は移動させたうえで掃除をすること。
- (c) アースタイル、プラタイル、リノリウム床等科学建材使用の箇所は、自在箒又は真空掃除機を使用し、その他は堅く絞った水拭きモップで塵芥を取り除き、ワックス塗布のうえ、ポリッシャーをもって磨き出しすること。また、器具を使用できない箇所は、乾いたモップで磨き出すこと。
- (d) テラゾー、人造研出、クリンカータイル等は、掃き掃除した後、ポリッシャー又はモップで水洗いし、乾いたモップ又は電動ポリッシャーで艶出しすること。
- (e) フローリング、フローリングブロック、モザイクパーケットブロック等木床面は、乾いた雑巾で拭いた後、油性ワックスを塗布して、電動ポリッシャー又は万能モップで艶出しすること。
- (f) モザイクタイル、コンクリート床は、デッキブラシにより水洗いし、残水の残らないようにすること。

② 特別清掃

- (a) アースタイル、プラタイル、リノリウム床等科学建材使用の箇所は、最初に粗清掃し、次に真空掃除機を用いて掃除のうえ、床に付着している汚物等は指定剤で除去し、洗剤をもって全面に電気ポリッシャーをかけ、汚水を拭き取った後十分乾燥し、ワックス塗布のうえ、さらに電気ポリッシャーをかけて磨き出すこと。
- (b) テラゾー、人造研出、クリンカータイル貼り面は、掃き掃除のうえ、付着物を取り除き、全面に電気ポリッシャーを用いて洗剤で洗ったうえ、モップでよく拭き取り、ワックスを塗布した後、電気ポリッシャーで艶出しすること。
また、電気ポリッシャー使用不能の部分は、ブラシ又は乾布類で艶出しすること。

(2) 壁面、天井、照明器具

- ① 手の届く範囲内で塵芥を除き（原則として真空掃除機を使用のこと。）、必要部分は雑巾で水拭きをすること。
- ② 日常手の届かない部分は、脚立等を用いて羽箒又は電気掃除機で塵芥を除き、清潔な水を用いて固く絞った雑巾で水拭きすること。

③ 照明器具は、取り外したうえ、塵芥を除き、洗浄し水拭きすること。

(3) 外部サッシ

窓から乾いたモップ、羽箒又はブラシを用いて塵芥を除くこと。

(4) 窓ガラス、窓枠、ブラインド等

① 窓ガラスは、水拭き又は乾布で磨き上げること。

② 窓ガラスを石鹼又は薬液を用いて清掃した場合は、乾布で磨き上げること。

③ 窓以外の扉、間仕切り、欄間等のガラスについても、ガラスの例に準じて行うこと。

(5) 湯沸器、洗面所

流し及びコンロは、洗剤とタワシを用いて水垢を落とし、水拭きすること。また、棚等についても同様に行うこと。

(6) 手すり、扉、ノブ

① 乾布又は水拭きで行うこと。

② ノブについては、消毒用石鹼等で消毒すること。

(7) 金具

窓、扉、階段及び手洗所の金具のうち、地金の物は研磨剤で磨きだし、さらに乾布で拭き、光沢を放つように磨き上げること。

(8) 打ち放しコンクリート類

サンドペーパー又はワイヤブラシを用い、汚損部分を水洗いすること。なお、作業は足場をかけ下部の危険防止に留意すること。

(9) 建物周り

敷地内の除草を行うこと。

(10) その他

① 玄関は水洗いすること。

② 靴拭きマット類は、水洗いすること。

③ 幅木及び踏み込みの汚れが著しいときは、その都度洗剤を用いて清掃すること。

④ 便器は、床面清掃の都度、拭き掃除をすること。

⑤ 汚物入れ及び紙屑入れは、洗剤を用いて洗浄消毒をすること。

⑥ トイレトペーパー及び水石鹼は、常に補充しておくこと。

⑦ 倉庫、物品庫等は、掃除機で吸塵し、汚れによっては水拭きすること。

9 作業要領の徹底

受託者は、従事者に対し本書の内容を周知させるとともに、作業要領等委託業務に必要な事項を教示し、及び訓練を行うこと。

10 その他

(1) 本書に定めのない事項については、その都度管理者の指示を受けること。

(2) 業務従事者の事務及び休憩の用に供するため、休憩室を提供するものとする。

(3) 業務従事者の休憩室利用において必要な物品等については、受託者が措置するものとする。